

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、翌
日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 昭和四十四年鳥取県工業統計調査要綱
入会林野整備計画の適否の決定
道路の位置の指定
- 昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号の一部改正

告 示

鳥取県告示第六百二十三号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、昭和四十四年鳥取県工業統計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 調査の目的

この調査は、昭和四十四年における県内の製造業の実態を把握し、県

民所得統計及び県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、日本標準産業分類による大分類F製造業に属する事業所で、通商産業大臣が行なう工業統計調査の対象となるものうち、従業者が四人から十九人までのもの及び知事が別に定める方法で抽出したものに於て行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 経営組織
- (4) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
- (5) 有形固定資産の現在高等

- 2 知事が別に定める方法で抽出した事業所については、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 経営組織
- (4) 製造品の出荷額等及びそのうち県外取引額
- (5) 転売品の仕入額及び販売額並びにそのうち県外取引額
- (6) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額

(7) 営業経費及びそのうち県外取引額

(8) 有形固定資産の現在高等並びに有形固定資産の取得額及び建設仮

勘定のうち県外取引額

四 調査の期日

この調査は、昭和四十四年十二月三十一日現在によつて行なう。

五 調査の方法

この調査は、通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

六 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査対象の所在する市町村の長を経由して昭和四十五年二月末日までに知事に提出する。

七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第六百二十四号

東伯郡三朝町木地山入会林野整備組合長三朝町木地山六八七番地小椋光治から申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十四年十月十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

木地山第二区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十月二十四日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年十月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市福庭 三四二ノ三	倉吉市福庭字有田三四二ノ七	幅員 四・四〇 メートル
徳 丸 美 英	三四二ノ八	延長 一六〇・四〇 メートル
"	三四二ノ九	
"	三四二ノ一〇	
"	三四四ノ二	

三 四 五 ノ 四
字 清 水 一 五 八 ノ 四
一 五 八 ノ 四 地 先 水 路
一 五 八 ノ 四 地 先 農 道

鳥取県告示第六百二十六号

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百六号(鳥取県指定代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行本店 鳥取市東品治町」を「株式会社鳥取銀行本店 鳥取市弥生町」に改める。